医事関係訴訟委員会におけるアンケートの結果について【裁判所 編】

（最高裁判所医事関係訴訟委員会事務局）

※平成１８年１月から平成２０年３月末日までに提出された４３通を対象とする。

1　本件の終了事由は何ですか。

ア　判決　（　２２　）

イ　和解　（　２０　）

ウ　その他　（　１　）

2　和解で終了した場合，鑑定が当該和解でどのように役立ったかについて，特段の支障がなければコメントを簡単に記載してください。

・問題とされた医療行為の一部については病院側に過失があった旨を明確に指摘して頂いたので，和解を勧試する際も，解決金の額を提示する際も，鑑定意見に基づいて被告を説得することができ，大いに有用であった。

・裁判所の和解案に基づいて和解が成立したものであるが，被告側に過失があったと考えられるものの，因果関係があったかどうかは不明であることがかなり明確に示されていたため，和解金額の設定や，当事者の説得をよりスムーズに行うことができたという印象である。

・被告は原告の傷害の内容・程度について疑問を持っていたところ，鑑定の結果が当事者双方に基礎的事項についての一応の共通の認識を持たせることとなり，その結果，特に被告に和解により事件を解決する意向を固めさせる契機となった。

・事実認定，法的判断の両面において，裁判所の心証のよりどころとなった。鑑定の結果を踏まえて両当事者が主張を尽くし，十分な議論をした上で裁判所の和解案を提示したため，最終的に双方に納得していただける和解ができたと思う。

・被告医師の過失の存在を明確に認める内容だったため，被告代理人もその内容について争わず，和解の成立にとても役立った。（２）

・鑑定により，和解に向けて，当事者間において，損害論の認識を共通にするのに役立った。

・鑑定は，被告の責任を明確に肯定するものではなかったが，被告医師の採った対応・処置の時期等について問題点を指摘するものであった。和解の過程でも，この問題点を中心に交渉が行われ，その結果，本和解が成立した。

・鑑定書をもとに裁判所が和解案を作成して当事者に提示し，和解成立に至った。和解案の中で，鑑定の結果を検討し，採用できるものであることを明示した。

・損害との因果関係等不明な部分が残ったため，和解金額で双方妥協した。

・本件鑑定は，本件の医学的な問題点を浮き彫りにし，真実に迫ろうとする迫力のあるものであり，そのまま裁判所が採用できるかどうかはともかくとして，力作であった。

・鑑定内容に沿った和解案を裁判所から提示したところ，双方がこれに応じた。

・問題となった争点につき，鑑定結果そのものに依拠した和解となった。

・鑑定をもって後遺障害認定やり直しを求めたらランクが上がり，それを踏まえて和解が成立した。

・端的に結論が述べられた鑑定書であったため，補充質問をすることがなく，鑑定書提出後早期に，鑑定書の内容を前提とした和解が成立することとなった。

・訴外人の転倒による頭部打撲と死亡との因果関係が争われたが，鑑定でこれがほぼ肯定されたことにより，被告らが和解に応じるに至った。

・鑑定結果により被告が金銭支払義務を認め，和解に至った。

・鑑定結果によれば鑑定事項にかかる過失（手術適応の問題，手技の問題）については被告の法的責任を問うのは困難であるとの心証を形成するに至った。

・鑑定の結果に沿った形で双方が合意に至ることができた。具体的には，被告に過失があることを前提に，鑑定人が指摘する救命可能性を和解金額算定の参考とし，双方の納得を得ることができた。鑑定書に因果関係（救命可能性）として参考となる具体的数値が挙げられていたため，参考になった。

３　判決で終了した場合，鑑定が当該裁判手続の中でどのように役立ったかについて，判決書に記載されている点以外にもポイントとなる部分がありましたら，簡単に記載してください。

・原告の側から，鑑定意見書が書証として多数提出された事案であって，鑑定はこれらの証拠価値を検討するのに役立った。

・争点に沿って鑑定事項を作成したこともあり，判断に当たり，鑑定の結果を大いに参考にした。専門分野の異なる３名の鑑定人に依頼した結果，死因については，三者三様の意見だったが，専門科の異なる観点からの検討は，かえって事案の把握に役立った。

・鑑定書において，結論だけでなく，具体的かつ詳細な説明がなされていたことから，その後の最終的な主張整理ないし立証活動の指針となり，争点に関する議論がより深まった。

・本件において，特に鑑定を必要とした点は，患者の病気の進行の程度，余命の点であった。すなわち，病気の進行の程度を判断するには，画像診断を行わなければならなかったし，医学文献上の統計からだけでは，適切な治療を行った場合の余命を判断し難かった。したがって，鑑定において，それらが明示されたことにより，過失及び損害の判断が容易になった。

・外見的には軽い後遺症のようにも見えるが，専門医の鑑定の結果，それなりに重い後遺症であることがよく理解でき，和解は成功しなかったものの判決は一審で確定した。

・鑑定書及び鑑定補充書の提出に加え，鑑定人質問も行ったため，疑問点を解消することができ，心証の程度が高まった。

・とてもわかりやすい鑑定書を提出いただいたので，最終的な結論を合議する際に大いに役に立った。（２）

・医師の措置が不適切であったか否かについては，専門家としてのご意見が役に立った。

・鑑定人質問の際，鑑定人から出された特定の医療機関の双胎分娩（経膣）施行マニュアル，分娩監視装置の測定表が裁判所の理解を助けたと思う。

・（成立には至らなかったが）和解勧告に際し，当事者を説得する材料になった。（２）

・判決書の事実認定，理由を記載するのに非常に役立った。

４　以上の他，本件の鑑定手続に関してお気付きの点，当事者や代理人の反応についての御意見，鑑定人に対する御意見等があれば，ご記入ください。

<u>○本件の鑑定手続について</u>

・鑑定人候補者の推薦，鑑定書の提出など，いずれも比較的早期になされ，その後の訴訟進行に資することとなった。

・鑑定人選任にご尽力いただき，ありがとうございました。

・最高裁を経由して決定した鑑定人の鑑定結果ということで，一定程度尊重され，早期解決につながった気がする。

・鑑定人の選任に時間を要したが，結論的には双方の納得できる解決となった。難しい事件では，やはり鑑定がないと当事者の納得は得られない。

・鑑定人が見つかるまでに時間がかかるのが改善されるとよいと思う。（２）

〇当事者や代理人の反応について

・鑑定書としては，文章が簡潔であり，鑑定事項の指摘も明確で，非常に良くできたものであった。当事者や代理人も同鑑定書の内容に合意したうえで，訴訟手続を進められた。

・後遺障害の等級に争いがあった事件であるが，原審認定と同等級の鑑定結果であったため，控訴を取り下げたものと思われる。

・鑑定結果が不利となった当事者（原告）側からは，鑑定人の専門外の分野に関連する事項の鑑定意見に不満を述べられたが，専門分野の観点からの鑑定意見は比較的丁寧に鑑定書に記載されており，解決（判断）に役立った。鑑定人との間で，鑑定人の申出により，鑑定書が正式に提出される前に，専門用語の解説を依頼する等のやりとりを行うことができた点は裁判所として有益であり，鑑定人に感謝している。

・鑑定の実施に先だち，当事者双方の代理人と裁判官とが鑑定人とともに鑑定に関する打合せ等を行い，本件の事案，争点等について鑑定人に説明した。被控訴人（被告）からは，鑑定人の専門分野が希望と異なることに難色を示されたが，その後の進行には支障がなかった。

・１人の鑑定人の鑑定書提出が当初の締切期限から数か月遅れてしまったため，当事者から裁判所に何度か問い合わせがあったが，鑑定手続そのものには特に意見はなかった。

・鑑定結果には被告から疑義が呈されたものの，鑑定書において鑑定人の判断過程が具体的に記載されていて，和解が成立しやすかった。

・鑑定依頼後，鑑定書が提出されるまで１年以上かかり，被告代理人は，それを理由に遅延損害金の減額を主張され，判決においてもその点の説明に苦労した。

・被告の鑑定人の条件（特定の県内の医師，特定の大学医学部出身者は除かれたいなど）が厳しいものであったことに起因すると思われるが，選任を依頼してから選任までの期間が少し長いと感じた。被告は地裁の鑑定人ネットワークを利用することに強く抵抗を示していたので，最高裁医事関係訴訟委員会に選任等を依頼することについては，異論はなかった。

・鑑定意見は，必ずしも原告に有利な内容ではなかったが，その内容に比して原告に有利な和解が成立した感がある。

・鑑定書の内容が鑑定事項に沿っておらず，判断の理由がほとんど記載されていないため，被告（病院側）代理人は，鑑定書は誠実性，科学性に欠けると強く批判していた。

〇鑑定人に対する意見等

・補充鑑定書も提出していただいた。鑑定人のご協力に深く感謝したい。

・裁判所の定めた多岐にわたる鑑定事項について，逐一根拠を示した詳細な鑑定書が提出されたため，大いに事案の解明，審理の参考になった。

・非常にわかりやすい鑑定書で，判断に大いに役に立った。

・証人として鑑定人に裁判所まで来ていただき大変感謝している。

・鑑定人に長時間，テレビ会議システムによる鑑定人質問にご協力いただき，感謝している。

・鑑定人から問題点について詳細に御指摘いただき，被告側の治療の問題点がより一層明確になった。

・鑑定書に裁判長あての手紙が同封されており，その中に，専門外の分野については詳細について判定できず，一般的な判断のみとした旨の記述があったため，不利な意見を示された被告が反発して，口頭の鑑定人尋問を求めた。結局尋問は実施せず，この手紙によって訴訟が遅延することはなかったものの，当事者，裁判所とも余分に神経を使うことになった。鑑定人としては，善意に出たものとは思われるが，鑑定書以外の書面で内容に関わる記述をすることは避けていただくよう求めておく方がよいかも知れない。

・問題とされた疾病の判定について多数の基準を挙げたうえ，本件症例をこの基準に当てはめて結論を導いた部分があったが，本件症例はその基準の半分近くに該当しないか，あるいは（カルテの記載がないため）該当するか否かの判別ができないものであった。このように，掲げた基準の多くが空振りに終わったため，結論の当否としてはともかく，不利な意見を示された側は不満を抱いたようである。鑑定人は，医学的・学問的に誠実な態度で多数の基準を列挙したものと思われるが，訴訟や和解の材料としては少々扱いに困る部分もあった。

・最初に高裁医事鑑定ネットワークを通じて大学病院へ鑑定人候補者推薦依頼をしてから，最高裁判所医事関係訴訟委員会を通じて学会から鑑定人候補者の推薦をいただくまで，約１０か月半もの長時間を要したが，鑑定人には，鑑定人選任から鑑定書提出まで約１月半と早期に鑑定書を提出していただき，感謝している。当事者も，学会から推薦された鑑定人ということで，鑑定書の内容を前提とした和解に応じたものであり，本鑑定が事案の早期解決につながったといえる。

・鑑定人が慣れておられないために，鑑定書の根拠に不備があり，補正の作業を要した。鑑定結果を承服しない控訴人から証人申請（鑑定人尋問の申請）があり，これに対して補充意見書を求めたが，その趣旨を理解していただくのに時間を要した。

・鑑定の前提となる事実について，裁判所の認定と鑑定人の認識にずれがあり，このため，鑑定結果と結論が異なる判決になった。

・もう少し鑑定理由を詳しく書いてもらえれば良かった。また，参考資料も添付してもらえると，鑑定書の内容をより慎重に検討できると思われる。

・鑑定の結果は非常に有用であったが，提出期限の延長申出が繰り返され，裁判の進行が遅れたことは否めない。鑑定人の方も多忙な職務をお持ちであることは重々承知しているが，お約束いただいた期限は遵守していただきたい。（２）